

工事事務防止に向けた 取り組みについて

国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課 課長補佐 村松 良彦

1. はじめに

中部地方整備局は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の全域と長野県の一部を管轄し、河川、道路、港湾空港等の整備、利用、保全、その他の管理等の事務を所掌しています。

管轄区域には39の事務所および管理所を置き、年間約1,300件の工事を発注しており、発注者として従来より工事事務防止に努めてきているところであります。

中部地方整備局管内直轄工事における工事事務発生状況は、平成15年度までの増加傾向から転じて平成16年度は減少傾向となっており、重大事故である死亡事故についても平成16年度の発生はありませんでした。これは、発注者ならびに請負者双方の事故防止に対する前向きな取り組みの成果であると考えられ、引き続き事故防止に向けた取り組みの充実を図っていくことが必要であると考えております。

今回、中部地方整備局管内直轄工事における工事事務発生状況ならびに工事事務防止に向けた取り組みを紹介し、今後の工事事務防止の一助となればと考えております。

2. 工事事務発生状況

中部地方整備局管内直轄工事における平成16年度の事故発生状況は63件で平成15年度の83件、平成14年度の80件と比較し、大幅に減少しているとともに死亡事故の発生もありませんでした（図—1）。

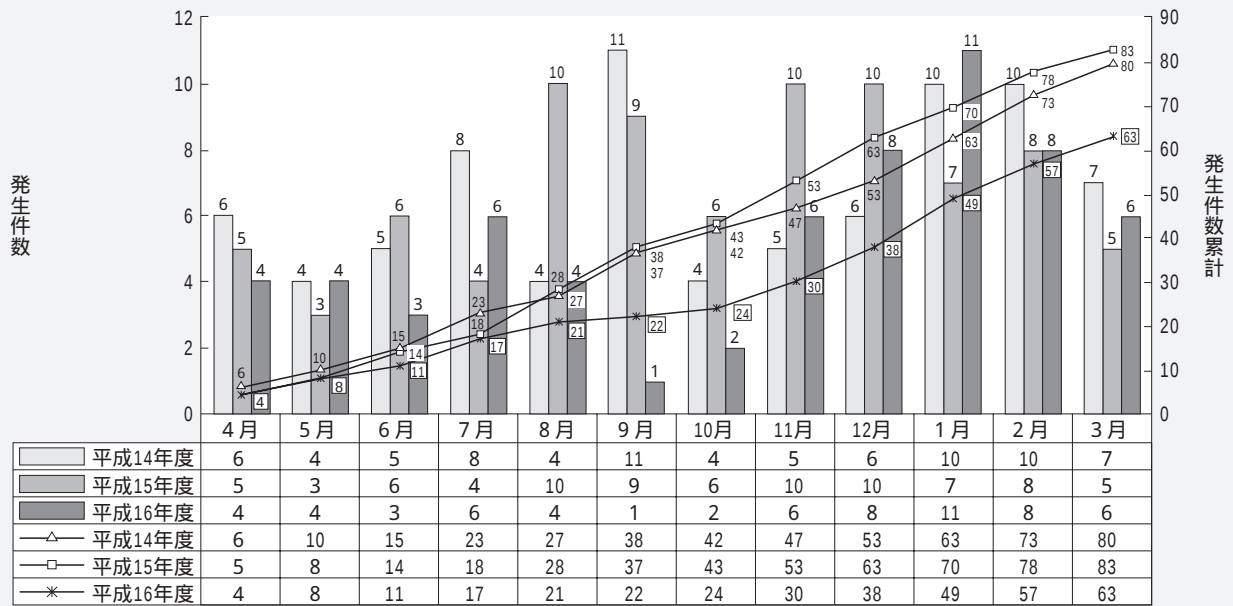
なお、平成17年6月末現在における事故発生状況は8件で死亡事故もなく減少傾向は続いております。

また、平成10～16年度までの直轄工事事務事故件数、死亡者数の推移に示すとおり、平成15年度まで工事事務の増加傾向ならびに重大災害である死亡事故の増加傾向があり、特に平成15年度においては一度に2名の方が犠牲となる大きな事故（墜落）も発生しています（図—2）。

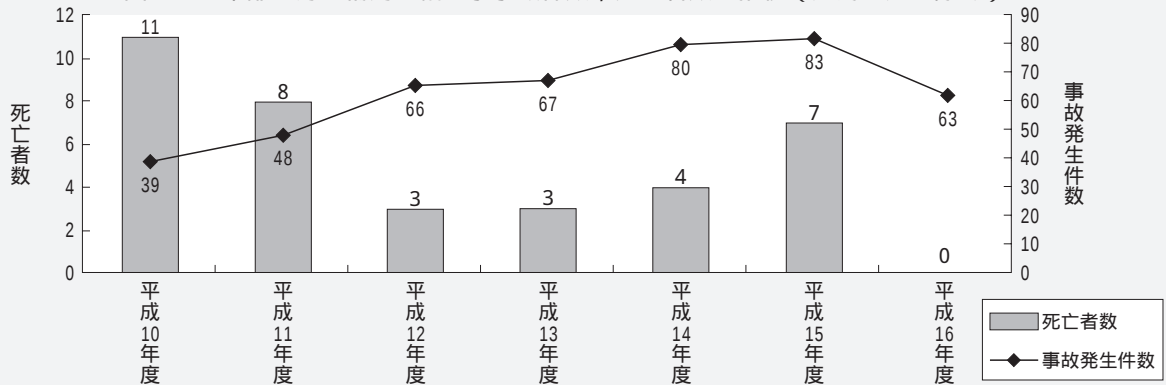
こうした中でも事故多発傾向、重大事故の増加傾向が顕著となっている平成13～15年度の過去3年間について、事故の発生要因を掴むために行った事故分析結果の概要を示します。

分析は、発生した事故を「工事関係者事故」と「公衆損害事故」との事故種類別に分類し、それぞれの事故発生の形態別に分析し、その中で3大発生形態について事故の発生要因の分析を行いました（図—3）。

図—1 中部地方整備局管内工事事故発生状況（港湾空港を除く）平成17.3月末現在



図—2 中部地方整備局直轄工事事故件数，死亡者数の推移（港湾空港を除く）



(1) 工事関係者（人身）事故

工事関係者（人身）事故における事故発生形態は、「墜落」「建設機械等」「飛来，落下」の3大原因が全体の52%を占めており，重大事故に結びつく結果となっています。

また，3大原因別の事故発生要因は図—4～6のとおりとなっています。

(2) 公衆損害（物損）事故

公衆損害（物損）事故における事故発生形態は、「埋設物等損傷」「架空線等損傷」「交通事故」の3大原因が全体の78%を占めており，平成16年度における事故傾向と同様の結果となっています。

また，3大原因別の事故発生要因は図—7～9のとおりとなっています。

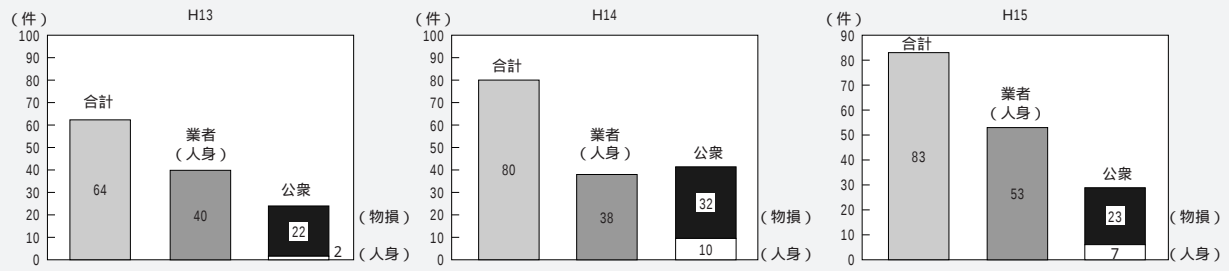
(3) 公衆損害（人身）事故

公衆損害（人身）事故における事故発生形態は，「交通事故」が79%と最も多く，次いで「自転車等の転倒」が16%であり，この二つの原因で全体の95%を占めています。

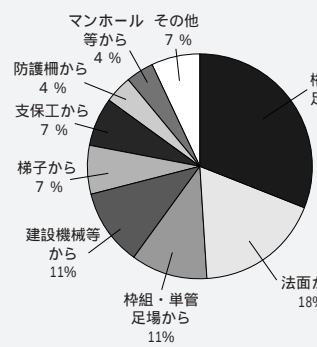
また，原因別の事故発生要因は図—10，11のとおりとなっています。

以上のとおり，管内における工事事故の多発傾向，特に平成15年度においては重大事故が増加していることに鑑み事故防止対策の充実を図るため，安全パトロールの強化，高所作業等墜落の予想される危険箇所を重点的に点検等を実施するなど，より一層の安全対策に努めるとともに「安全サポートマニュアルの作成」「安全速報の発信」などの事故防止に関する技術的資料およびタイムリーな情報提供による事故防止啓発活動を実施しており，その取り組み内容を紹介します。

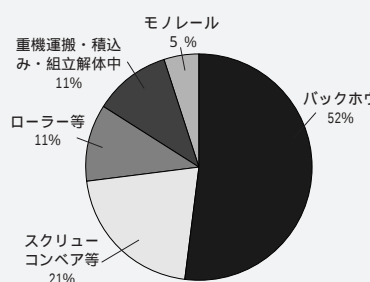
図—3 事故種類別



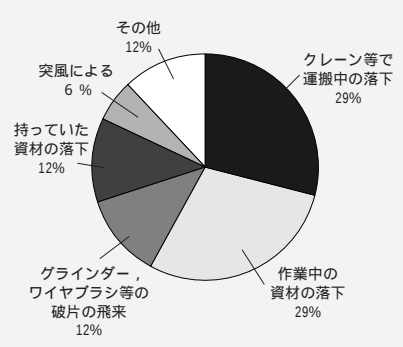
図—4 墜落



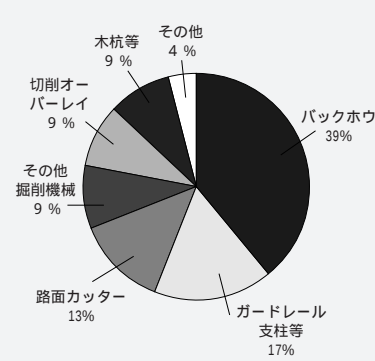
図—5 建設機械等



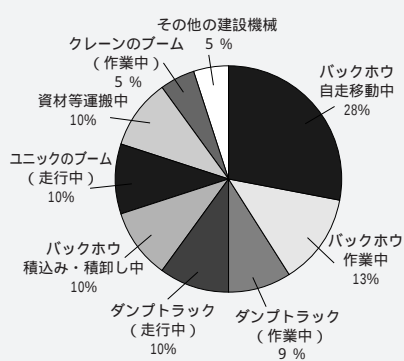
図—6 飛来，落下



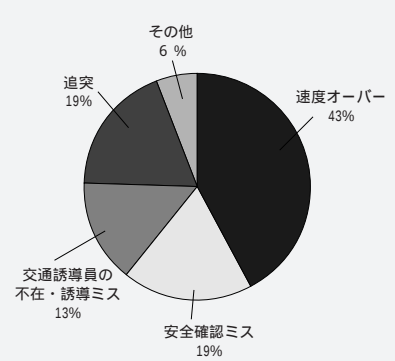
図—7 埋設物等損傷



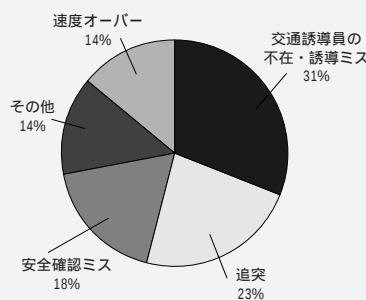
図—8 架空線等損傷



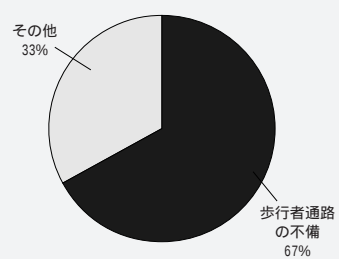
図—9 交通事故



図—10 交通事故



図—11 自転車等の転倒



3. 工事事故防止に向けた取り組み

以下に「安全サポートマニュアルの作成」および「安全速報の発信」の概要を示しますが、安全サポートマニュアルについては平成16年7月から活用しており、安全速報については平成15年7月から発信しております。

(1) 安全サポートマニュアル

① 「安全サポートマニュアル」とは

この「安全サポートマニュアル」は、土木建設工事の施工に当たって、当該工事の関係者（労働者）に対する生命・身体に関する危害を防止するため施工者が講ずる安全対策について、工事現場で遵守すべき労働安全衛生法ならびに関係省令等の関係を分かりやすく解説したものです（資料—1）。

② 「安全サポートマニュアル」の活用

1) 安全協議会の活動である安全パトロールの技術的資料として活用する

- ・「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に記載の安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施する際に参考資料として本マニュアルを活用します。

また、本マニュアルには安全パトロール等の安全管理を行う際に用いる「安全チェックリスト」も掲載されており、工事現場の作業内容や安全設備に関して不適切な対応等をチェックすることができるものです。

2) 請負者が提出する施工計画等の内容確認に活用する

- ・「土木工事安全施工技術指針」において「施工計画の作成」は、施工条件等を十分に把握した上で、工程、資機材、労務等の一般事項の他、工事の難易度を評価する項目を考慮し、工事の安全施工が確保されるよう総合的な視点で作成するとあり、本マニュアルは労働安全衛生法等が現場施工のどの部位を法によって規定されているかを整理したものであり、請負者が作成し提出する施工計画の確認を行う場合の参考資料

として活用できるものです。

③ 「安全サポートマニュアル」の対象

このマニュアルの利用対象は、中部地方整備局の監督職員等の職員を対象としています。

「安全サポートマニュアル」は、工事現場等で請負者が実施する安全管理において、遵守しなければならない労働安全衛生法等に関して、分かりやすくとりまとめてあり、監督職員等が実施する安全パトロールで容易に安全管理をチェックできるものです。

安全パトロール時に、監督職員等から現場の安全管理に関し労働安全衛生法等の事項に対して、不安全行動等の有無を指摘されることで、請負者は常に安全意識を持つこととなり、建設工事における施工の安全確保が図られることを期待するものです。

④ 違反行為等への対応

安全協議会等で実施する安全パトロールにおいて、本マニュアルを活用し工事現場の安全管理の現状をチェックした場合に、思わしくない行動等が認められた場合は請負者に対し改善を図るよう指導することとします。この場合、是正措置に関しては請負者の責任において実施させ是正措置の報告を受けることとします。

(2) 安全速報の発信

中部地方整備局管内で発生した事故（特に重大事故等）について、事故の概要や原因ならびに不安全行動等の現場での注意点をまとめたタイムリーな情報を提供することで事故防止を強くアピールするものです。管内の各事務所へ配信し、各工事現場等で行われる安全教育の場などで活用するとともに事務所掲示板や事務所内の回覧などを通じ、職員等にも事故防止の必要性を再認識するものです。

4. おわりに

建設業においては、死亡労働災害が全産業の約36.7%を占めるなど、労働災害の発生率が高い状況にあります。労働者の生命、健康を守るととも

〔資料—1〕「安全サポートマニュアル」の中で「災害の種類別安全管理」としてまとめたもの（抜粋）

「災害の種類別安全管理」の見方

次頁からの「災害の種類別安全管理」は、次のような内容で構成、表現されています。

災害の種類を示しており、全部で13項目あります。

平成13年度に国土交通省が所管した工事のうち、発生した全災害件数に対する、「災害の種類」に該当する件数を割合で示しています。なお、掲載に当たっては、参考とした報告書に掲載されている分類を本書分類に対応するよう再整理しています。（「平成14年度 土木工事安全施行検討業務報告書（国土技術政策総合研究所）」）

該当するチェックリストのページです。

チェックポイントの中で、特に確認すべき項目を 印で示しています。

左記のチェックポイントが関連している法や規則等です。

安衛法	……	労働安全衛生法
安衛則	……	労働安全衛生規則
クレーン則	……	クレーン等安全規則
移ク構則	……	移動式クレーン構造規格
酸欠則	……	酸素欠乏症等防止規則
騒規法	……	騒音規制法
振規法	……	振動規制法
電事則	……	電気事業法施行規則
電技基	……	電気技術基準
公衆災	……	建設工事公衆災害防止対策要綱

赤色に着色している個所は、上記チェックポイントの中で 印のある個所です。

番号の下に波線のあるものは、上記チェックポイントの中で 印のある個所です。

同頁中の文章等で、 印のある単語等を解説したものです。

1. 墜落転倒災害防止

（目足場）ア. 単管足場

単管足場は、建地^{※1}、布^{※2}、足場板、大筋かい、緊結金具（クランプ）、単管ジョイント、固定型ベース金具等の部材によって構成されています。

III. 災害の種類別安全管理
災害発生率 27.8%

P.131

■チェックポイント（※印の付いたチェックポイントは、重要チェック項目です。）

① 壁つなぎは専用の金具を使用し、取付間隔は適切か。	（安衛則 570）
★② 最大積載荷重を表示しているか。	（安衛則 562）
★③ ベース金具を使用し、敷板面で床下防止板の設置を行っているか。	（安衛則 570）
★④ 隅がらみを確実に取り付けているか。	（安衛則 570）
⑤ 建地の間隔は、けた行方向が 1.85m 以下、はり行方向が 1.5m 以下となっているか。	（安衛則 571）
⑥ 足場の 1 段目の高さは地盤から 2.0m 以下となっているか。	（安衛則 571）
★⑦ 作業床は巾 40cm 以上、すき間 3cm 以下で固定されているか。	（安衛則 563）
⑧ 安全筋かいで補強をされているか。	（安衛則 570）
★⑨ 手摺は全面に入っているか。	（安全則 563）
⑩ 建上層と五層以内ごとに水平筋かいを設けているか。	（安全則 571）
⑪ 最高部から 31m を超える部分は網管を二本組にしているか。	（安全則 571）

※1：建地（地すじ）
※2：布（ぬの）

①：地盤に対して垂直に建てられる材。
②：建地から建地に渡す水平材。

-27-

に国民経済や企業の健全な発展の見地からも労働災害防止は重要な課題であります。労働災害防止の徹底を期するためには、作業員の不注意な行動があっても設備面などで事故を防げる状態にすることが理想であります。現状においては難しく、特に建設業においてはその特性から多くの困難な要素を含んでおり、労働者の知識、技能に依存して労働災害の要因排除を図らなければならない分野も多いところです。

このため、現実的には設備面などによる安全対策を進める一方で人的安全対策を推進し、この両者により災害を未然に防止することが必要となっており、この人的安全対策の柱となる安全衛生教育は重要であり、紹介した取り組みを通じ、発注者および請負者双方が常に安全意識を高めることにより事故防止を図ることが重要であると考えております。